

2018都労連賃金確定闘争結果

一時金 0.1月上乗せ
12月10日 2.325月支給!

清算は
年内

<主な到達点>

- 1. 例月給 公民格差(0.03%、108円)と極めて低いことから例月給改訂見送り
但し初任給は優位な人材を確保するため1,000円引き上げ、 および初任層は較差の範囲で引き上げ
- 2. 一時金 0.1月引き上げ(年間4.6月)再任用は0.05月引き上げ
但し引き上げ分はすべて勤勉手当に組み入れる。年末一時金は12月10日
2.325月を支給する 差額分は都議会で決定後速やかに清算するとしている。
- 3. 勤勉手当での成績率の見直し(2020年6月より実施)
成績率対象外とされていた職員にも適応する。特に新規採用者は成績率中位に
適応されてしまい、前年度実績もないまま否応なしに最初から4%引かれ、そ
れが還元されることがないまま1年を過ごすことになる。(これでは例月給
1,000円の上乗せ分がキャンセル)その他昇任、降任者再任用1年目、育休、
病休明けの職員も対象外から外しました。
- 4. 臨時的任用、非常勤職員の処遇改善 現在の一般職非常勤職員、臨時的任
用職員(産育休代替、期限付き任用)を「*会計年度任用職員」として任用する。
非常勤教員にも期末手当が支給されることになる。(2020年4月より)

北多摩西ニュース



No.7

国分寺市光町1-40-12
Tel 042-576-1161(代)
Fax 042-575-0529
E-mail :
kitanisi@crux.ocn.ne.jp
ホームページ :
http://kitanisi.org/
東京都教職員組合
北多摩西支部情宣部

全教職員配布

*会計年度任用職員とは

2017年に地方公務員法と地方自治法が改訂され2020年度より自治体の非正規職員に「会計年度職員」が導入される。

現在の臨時的任用職員と非常勤一般職員はすべて「会計年度職員」になる。任用はその年の4月から翌年3月までとなる。連続雇用はあり得るとしているものの、いきなり更新しないことも充分注意すべきである。一方で処遇については期末手当の支給がある。額としては常勤前の月数を適応する。勤勉手当では今のところ支給されない。様々な休暇などの制度については現在の非常勤並みの扱いがあろう。

府中市小学校教員の
職場復帰を勝ち取る会
学習交流会



日時 12月22日(土) 午後1時30~

講演 都教委のねらう指導力不足
教員制度の本質

講師 尾林 芳匡 弁護士(八王子合同法律事務所)

場所 府中市民活動センター プラッツ第2会議室
(ル・シーニュ6F) 042-319-9703(代)

※京王線府中駅から徒歩1分(駅直結)
JR南武線、武蔵野線府中本町駅より徒歩10分

学校の窓

「先生、時間取って下さい」と陽太が珍しく丁寧な言葉を使いました。

た。別室で向き合ったとたん、陽太の目に涙があふれます。「母ちゃんが再婚した今の父ちゃん、嫌いじゃなかったんだけど、昨日派手な夫婦げんかの中で、『お前の連れ子をかわいいと思っただことは一度もない』って怒鳴ってのが聞こえて。俺は父ちゃんを好きになろうと努力してきたから、すげえショックで...」「そうか、つらかったな。でも売り言葉に買い言葉ってこともあるから、それが本心だとは限らないよ」と言いつつも、陽太の心の傷の深さを思い、胸が痛みました。▼大人の社会が競争と自己責任の「優しさのない世界」だから、子どもの心も傷つくことになりがちです。私たちはこうした子どもたちの心に寄り添い、受けとめ、励ます大切な仕事をしているのだと改めて思います。具体的に何をしてもできませんが、「この先生は僕の胸の内を聞いてくれる」と思ってもらえる関係を築いていきたいと思えます。(T・Y)

文科省の「働き方改革」は、新学習指導要領の円滑な実施!?

「1年単位の变形労働時間制」で長時間過密労働は解決するの?!

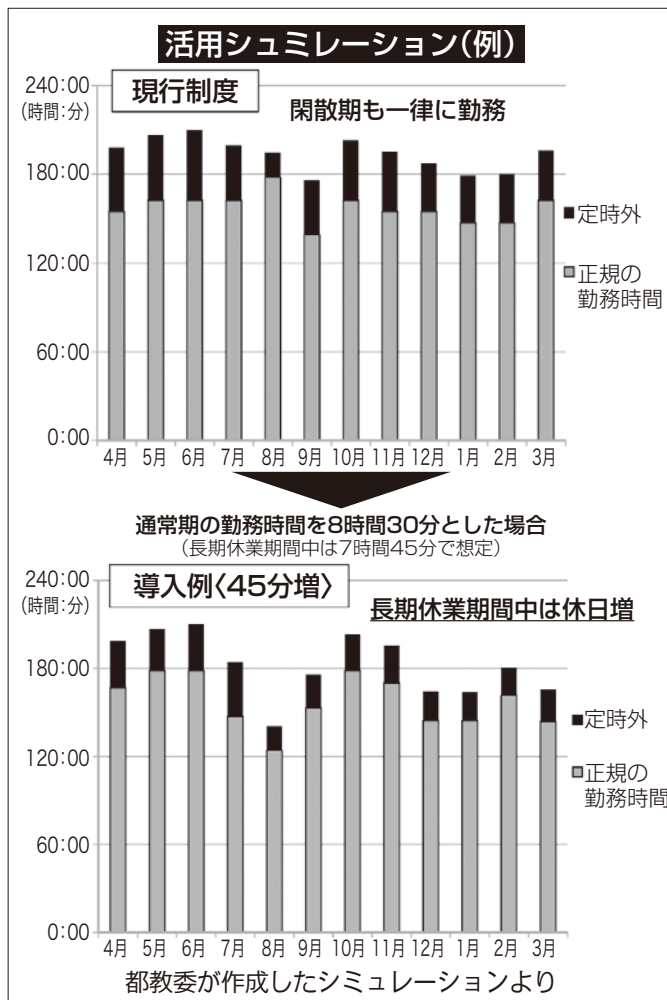
文科省が1年単位の变形労働制を提案

文科省は11月13日、公立学校の教員の長時間労働の是正について議論している中教審特別部会（以下「部会」）に、1年単位の变形労働時間制を盛り込んだ「答申骨子案」を提出しました。

文科省の案は、長期休業期間の教員の休みを増やす代わりに、学期中の所定労働時間7時間45分を週3〜4日1時間のばすというものです。労働時間が8時間を超すと、法律で休憩時間も60分となるので、在校時間は1時間15分増えることとなります。これが解決策と言えるでしょうか。

勤務時間を延ばして残業時間を減らす?!

本来行うべき業務削減を行わず、勤務時間をのばすというのは、残業時間が名目上減るだけで、厳しい現状は何ら変わりません。また、多く働いた分



目的は新学習指導要領の円滑実施!?

を長期休業中にまとめて休めばいいということですが、新採研等の研修や部活動で、土曜出勤の振替すら消化しきれっていない現状があります。結局「休日出勤」が増えるだけになりはしないでしょうか?

校における働き方改革の目的「の最初に書かれているのは「新学習指導要領を円滑に実施する」です。

新学習指導要領では、「道徳」が教科化され子どもたちを「評価」、英語(外国語)が拡大され小中で習う単語が倍増、さらに「プログラミング教育」も推進。結局、これらのための「働き方改革」で、私たちの命や健康、人

都教委も1年間の变形労働制を推進!?

10月の「部会」で、都教委は1年間の变形労働制のシュミュレーションを提示し、導入に賛同する発言をしています。大幅な業務削減こそ喫緊の課題ではないでしょうか?

「導入反対!」の声を職場から

そもそも1年を単位とする变形労働時間制は、地方公務員法で地方公務員には適応除外と規定されています。にもかかわらず、そのことを論議していることも大きな問題です。全教・都教組は、職場からの「導入反対!」の声を文科省等に届けます。署名等のご協力をお願いします。